強化モニタリング対象国・地域 2020年10月23日

(仮訳)

強化モニタリング対象国・地域は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制における戦略上の欠陥に対処するために FATF と活発に協働している。ある国を FATF が強化モニタリング対象に据えることは、その国が、特定された戦略上の欠陥を合意した期間内に迅速に解決することにコミットし、強化モニタリング対象に服することを意味する。このリストは対外的に、しばしばグレイリストと呼ばれる。

FATF 及び FSRB (FATF 型地域体) は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された戦略上の欠陥への対処に関する進捗報告を継続する。FATF は、これらの国・地域に対し、合意したアクションプランの迅速かつ提案された期間内での履行を要請する。FATF は、これら国・地域のコミットメントを歓迎し、進捗状況を注意深く監視する。FATF はこれらの国・地域に対する強化された顧客管理措置の適用を求めないが、加盟国に対し以下に提示するリスク分析に関する情報について考慮することを慫慂する。

FATF は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制における戦略上の欠陥を有する、更なる国・地域の特定を継続していく。未だ多くの国・地域が、FATF及び FSRB による検証を受けていない。

FATF は、公に特定された国・地域に対して、新型コロナウイルスパンデミックの影響への対処に注力することに鑑みて今回の会合では報告しないというオプションを提示した。次の国(アルバニア、ボツワナ、カンボジア、ガーナ、モーリシャス、パキスタン、ジンバブエ)は報告することを選択した。これらの国に関し、最新の声明は以下に提示されている。次の国(バルバドス、ジャマイカ、ミャンマー、ニカラグア、パナマ、ウガンダ)は報告を延期した。これらの対象国・地域に対して2020年2月に採択された声明は以下に含まれているが、それらは対象国・地域の AML/CFT 体制の直近の状態を必ずしも反映したものではない。

戦略上の欠陥を有する国

モニタリング対象から除外される国

アルバニア バハマ** バルバドス ボツワナ

アイスランドモンゴル

カンボジア ガーナ ジャマイカ モーリシャス ミャンマー ニカラグア パキスタン パナマ シリア ウガンダ イエメン ジンバブエ

- ** 2020年12月声明を参照。
- ※各国の状況については、原文参照。

*この声明は、以前は、「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善:継続プロセス」と呼ばれていた。

(以上)